



### **争議行為は主張を貫くための手段**

労使関係について、労使間の主張が一致せず、団体交渉を重ねても解決しない場合、労働組合は働くことを集団的にストップして使用者に圧力を加え、労働組合の主張を認めさせようとしています。一方、使用者は、それらの労働組合の行為に対抗して作業所を閉鎖する場合があります。このように労働組合と使用者が、「その主張を貫徹することを目的として行う行為及びこれに対抗する行為であって、業務の正常な運営を阻害するもの」を争議行為といいます（労働関係調整法第7条）。

代表的な争議行為として、労働組合の行うものにストライキ（同盟罷業）、使用者の行うものにロックアウト（作業所閉鎖）があります。

### **正当な争議行為は、刑事・民事上も免責**

労働組合の正当な争議行為については、刑事上の処罰や民事上の責任が免除され（労組法第1条第2項、第8条）、さらに不当労働行為制度により保護されます（労組法第7条）。

刑事上の処罰の免除とは、労働組合がストライキやその他の争議行為を行って業務の正常な運営を阻害しても、正当な争議行為については、刑事上の罪にならないということです。

民事上の責任の免除とは、使用者は争議行為によって損害を受けても、正当な争議行為によるものについては、労働組合及び組合員に対し損害賠償を請求することができないということです。